

特許譲渡登録の証拠に関する EPO 基準

欧州特許出願は、指定締約国の 1 つまたはそれ以上に移転されることもある。

欧州特許条約（EPC）の第 72 条は、そのような移転に関する方式上の要件を独占的に司る自主的な規定であり、譲渡登録の証拠に関する高い基準を定める。第 72 条によれば、「*欧州特許出願の譲渡は、書面によるものとし、契約当事者の署名を必要とする*」。よって、この条項は、有効になされた欧州特許出願の移転に対する方式上の要件についての統一法を構成し、特別法として、このような出願の財産上の利益に関する法的行為を一般的に司る国内法を無効にする。

さらに、EPC 規則 22 は、このような移転の証拠となる文書の開示を義務付ける。移転を証明するのに適した書面による証拠ならどのようなものでも認められる。これは、移転自体の証書または他の公的文書若しくはその抄本などの公式文書による証拠を含む。規則 22 は、異議申立期間の間または異議申立手続の間における欧州特許の移転登録に準用される。

裏付証拠は、原本であることも公証人による認証も必要なく、スキャンした写しで十分である。裏付証拠が英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で起草されている場合、当該文書をこれらの言語の 1 つに訳した翻訳文が必要である。

署名の形態について、自然人か法人かを問わず、当事者名の印鑑またはゴム印の印影は不十分であり、自筆の署名を伴わねばならない。イニシャルまたは他の短縮形は、署名として認められない。

移転は、EPC 規則 22(1)に従った公式文書が移転を直接的に実証するならば、その文書に基いてのみ登録することができる([J 04/10](#))。例えば、移転を実証することができる別の文書を言及する判決が提出された場合は、十分ではなかった。また、権利を譲渡する義務を立証するのみで、譲渡自体を構成しない文書は、EPC 規則 22 に準拠していない([J 12/00](#))。

提示された証拠が不十分であると判明すると、欧州特許庁（EPO）は、移転を申請する当事者にその旨を知らせ、指摘した不備を一定期限内に是正するよう促す。なお、EPO は、特に、知財部長または従業員が譲渡証に署名している場合に、法人のために署名する署名人の権限に関する裏付証拠を要求することが増大している。

例えば、関係当事者の一方が法人である場合、譲渡証は、一般に、その法人のために署名する権限を有する者が署名するであろう。署名している者が権限を付与されていないと信じる理由がある場合には、法人のために署名している者の資格を EPO はチェックすることがあり、その場合は、署名する権限の証拠が要求される。EPO よりの後日異議や問い合わせを満たすために、譲渡証に署名する前に、裏付証拠を用意するよう勧める。また、

署名者それぞれの氏名と役職並びに署名の日付は、明確に示すべきである。